

栄養教諭等研修実施要項

埼玉県教育委員会

第1 目 的

栄養教諭等研修は、新規採用・5年経験者（職務経験4年経過）・中堅（職務経験9年経過）及び20年経験者（職務経験20年目）の栄養教諭等に対して、現職研修の一環として、それぞれの経験に応じた研修を実施し、専門職としての実践的指導力及び使命感を養い、幅広い知見を得させることを目的とする。

第2 対 象

栄養教諭等研修の対象となる者は、次の者とする。

（1）栄養教諭

県立及び市（指定都市及び中核市を除く。以下同じ。）町村立の小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校及び共同調理場の県費負担栄養教諭として発令されている者

（2）学校栄養職員等（栄養教諭を除く。）

ア 市町村立の小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校及び共同調理場の県費負担学校栄養職員等（栄養教諭を除く。）

イ 学校給食を実施する県立学校の学校栄養職員等（栄養教諭を除く。）

ウ 市町村立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校、学校給食共同調理場及び教育委員会事務局に勤務する市町村費負担学校栄養職員等のうち市町村教育委員会が推薦する者

エ 学校給食組合に勤務する学校栄養職員等のうち、当該学校給食組合が推薦する者

第3 種 別

栄養教諭等研修の種別は次のとおりとする。

（1）新規採用栄養教諭等研修

（2）栄養教諭等5年経験者研修

（3）中堅栄養教諭等資質向上研修

（4）栄養教諭等20年経験者研修

第4 内 容

（1）新規採用栄養教諭等研修

ア 栄養教諭

新規で採用された栄養教諭については、学校等において指導教員及び研修指導者を中心とする指導及び助言による研修（以下、「校所研修」という。）を15日程度、県立総合教育センター等における研修（以下、「機関研修」という。）を14日受けるものとする。現職の学校栄養職員が栄養教諭として採用された者は、校所研修を年間10日程度、機関研修を6日受けるものとする。

イ 学校栄養職員等（栄養教諭を除く。）

新規採用学校栄養職員等（栄養教諭は除く。）は、校所研修を年間15日程度受けるとともに、機関研修を11日受けるものとする。

(2) 栄養教諭等5年経験者研修

栄養教諭等5年経験者は、機関研修を年間5日受けるものとする。

(3) 中堅栄養教諭等資質向上研修

中堅栄養教諭等資質向上研修対象者は、学校等において現代的課題に関する研修を年間5日受けるとともに、機関研修を年間7日受けるものとする。

(4) 栄養教諭等20年経験者研修

栄養教諭等20年経験者は、20年経験者研修実施要項のとおり、校内研修を実施若しくは、県立総合教育センターで実施する該当の専門研修を今年度受講する。

第5 実施協議会

1 県教育委員会は、次の事項について協議を行うため、実施協議会を設置する。

(1) 実施計画

(2) 研修計画

(3) 評価

(4) その他実施上の諸問題

2 実施協議会の設置要綱は別に定める。

第6 研修計画

1 研修計画は、県教育委員会が作成する。

2 研修計画においては、第4に定めるもののほか、研修の項目及び時期その他必要な事項を定めるものとする。

第7 細 則

この実施要項の細則は、研修の種別ごとに別に定める。

附 則

この要項は、平成 9年4月1日から施行する。

この要項は、平成13年4月1日から施行する。

この要項は、平成14年4月1日から施行する。

この要項は、平成15年4月1日から施行する。

この要項は、平成18年4月1日から施行する。

この要項は、平成19年4月1日から施行する。

この要項は、平成21年4月1日から施行する。

この要項は、平成22年4月1日から施行する。

この要項は、平成23年4月1日から施行する。

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

この要項は、平成30年4月1日から施行する。

この要項は、令和 2年4月1日から施行する。

この要項は、令和 4年4月1日から施行する。

この要項は、令和 5年4月1日から施行する。

この要項は、令和 6年4月1日から施行する。